

東京圏から“浜松市に移住” される方・された方へ

令和6年度 浜松市はじめようハマライフ助成事業

移住・就業支援金 100万円支給します

(単身の場合は60万円です)

世帯員に子どもがいる場合1人につき100万円を加算します

主な支給要件

- ▶ 東京23区の在住者又は東京圏在住で23区への通勤者が、
- ▶ 浜松市に移住し、以下のいずれかに該当
- ▶ 1.就職 支援金対象求人マッチングサイトによる就職
- 2.起業 県地方創生起業支援事業の交付決定を受けた方
- 3.専門人材 プロフェッショナル人材事業等による就職
- 4.テレワーク 移住元の業務を引き続きテレワークで実施
- 5.関係人口 移住前に本市の移住相談を3回以上行った方でその他の要件を満たした方（詳細はウラ）

申請締切 令和7年1月17日(金)

浜松市移住促進HP
はじめようハマライフ



裏面も
ご確認
ください

まずは移住前の要件に該当するかセルフチェック！

- ①東京23区内に在住（住民登録） 又は
- ②東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に在住（住民登録）し、東京23区内に通勤 ※条件不利地域を除く。詳しくはお問合せください。



- ①②の期間が、住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上
- ※①②は合算できます。



- ①②の期間が、住民票を移す直前に1年以上
- ※①②は合算できます。

東京23区内の大学等へ通学し、23区内の企業等に就職した方は修業期間を上限に通学期間も対象期間として加算



移住前の要件を満たしています！
(移住後の要件を満たせば支給対象となる可能性があります)

? 「移住・就業支援金」のよくある質問

移住したらいつ申請できるの？

移住後（浜松市に住所を定めた日）1年以内に申請ができます。



プロフェッショナル人材事業等による就職とは？

・内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して無期雇用契約に基づき就業することです。

テレワークの要件とは？ ※①～③全て満たすこと

- ①所属先企業からの命令ではなく本人の意思による移住であること
- ②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと
- ③所属先企業等が国のデジタル田園都市国家構想交付金又はその前歴事業による資金提供を受け、その資金が本人に提供されていないこと

関係人口の要件とはどんなもの？

移住前に本市の移住相談窓口を利用して移住相談を3回以上行った方で、次に掲げる事項のいずれかに該当することが要件です。

- ①移住前に本市の職員又は浜松移住コーディネーターによる現地案内を受けた方で、かつ市内の法人に就業した方
- ②移住前に浜松市中山間地域Welcome集落制度を利用して現地案内等を受け当該集落に移住した方

子育て世帯加算とは？

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の者1人につき100万円を加算します。18歳未満の世帯員とは、令和6年4月1日時点において18歳未満である者（申請者の配偶者が18歳未満である場合は除く）をいいます。

詳細について

支給要件、提出書類等の詳細については、移住促進HP「はじめようハマライフ」でご確認ください。



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamalife/>

お問合せ先

浜松市役所 市民部 市民協働・地域政策課
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
電話 053-457-2243
Mail iju@city.hamamatsu.shizuoka.jp